

地域医療機能推進機構の法人制度の在り方について

- 地域医療機能推進機構(以下「新機構」という。)は、5事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)、5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的とし、病院毎に地域の利用者等が参画する協議会において地域住民のニーズを反映していくことが求められる法人。
- 前回の検討会でRFOのプレゼンテーションにもあったとおり、地域住民のニーズに応え、地域医療の機能の確保を積極的に図っていくためには、適時に業務運営を最適化するため、法人の長のガバナンスの下に臨機応変な対応(経営判断)が求められる。また、このような病院事業を独立採算により実施することが求められる。
- このような状況のもと、新機構の使命・役割を的確に遂行し、地域医療に確実に貢献し、自律的・効率的な運営を行うことができる法人制度の在り方については、どのような方向性で国の関与の在り方を含めた制度設計を行うべきか。
- なお、検討にあたっては、新機構と同様に病院事業を実施する国立病院機構が、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において、従来の独立行政法人制度とは異なる新しい法人制度の在り方を検討中であり、その検討状況も踏まえる必要がある。

検討にあたっての視点

- 新機構が自らの使命や役割を的確に遂行することを制度として担保することが必要。
- 病院事業の特性(診療報酬体系下での自立経営、医師・看護師の確保、建替え・医療機器整備のための投資的資金の確保等)等を踏まえると、独立行政法人制度共通の規制はなじみにくく、臨機応変な対応が求められることから、可能なかぎり法人の自主性・自律性を尊重することとしてはどうか。
- 国による法人への関与の在り方としては、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として、事後評価を重視することとしてはどうか。
- 新機構は、既に政府からRFOに対して出資されている病院(土地・建物等)を用いて事業運営を行う法人でもあることから、事業の実施にあたっては、監事機能の強化、国による法人の業務運営の改善への関与、役員の実任の強化等を行うこととしてはどうか。

【新法人のイメージ】

